今後の検討の進め方について(無脊椎動物(陸生節足動物を除く))(案)

「第二次以降の特定外来生物等の選定の作業手順」に基づき、検討対象の生物について、例えば次の特性やその組み合わせに着目して知見と情報の整理をすすめ、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると判断されるものについて選定するものとする。その際、文献による知見が不足していると思われるものについては、下記の特性に関する文献以外の情報の蓄積に努め、これらの情報をもとに、専門家会合における判断が可能かどうか検討する。

また、海外で被害をもたらしているものについては、海外での被害の内容を確認し、 次の特性等に着目して我が国に定着して被害を及ぼすおそれについて検討する。

無脊椎動物については、海生、陸水生、陸生といった生息環境の違いや、鑑賞目的、蓄養・養殖目的等の意図的導入、蓄養・養殖用水産物、バラスト水への混入、船体付着等の非意図的導入に着目し、それらの特徴を念頭に、緊急性の高いものについて選定作業を進めるとともに、生態系保全の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するか検討を行うことが必要である。

なお、植物防疫法等で対処される無脊椎動物については、基本方針に基づき、選定の対象外とする。

在来生物に対する捕食能力が高いこと 在来生物と比べ類強能力が高いこと 在来生物と比べ繁殖能力が高いこと 分布拡大能力に優れていること 在来生物と生息場所が重なること 環境への適応能力が高いこと 生物の定着基盤の物理的構造を著しく変化させる特性を有すること 在来生物と交雑を起こす可能性が高いこと 重要な水産資源を捕食する能力が高いこと 野外へ逸出しやすい性質(逸脱する能力等)を有すること

(1)意図的導入

(ア)鑑賞目的

鑑賞目的で輸入されるものについては、野外に逸出した場合に大きな影響を 及ぼすおそれがある場合には、選定作業を進める。また、現在輸入されていな いものであっても、海外等で被害に係る事例があるものについては、我が国で 上記の被害を及ぼす可能性を検討する。

(イ)蓄養・養殖目的

蓄養や養殖の目的で輸入されるものについては、輸入の実態・被害の防止のための措置等を確認するとともに、蓄養・養殖目的で過去に導入された外来生物のうち、繁殖能力や在来生物を捕食する能力が高いこと等により、固有種や希少種の絶滅をもたらすおそれのあるものについては、生態系への影響が大きいため、優先的に選定作業を進める。

(ウ)その他の意図的導入

有害動物の駆除を目的として我が国に導入された外来無脊椎動物のうち、繁殖能力や在来生物を捕食する能力が高いこと等により、固有種や希少種の絶滅をもたらすおそれのあるものについては、生態系への影響が大きいため、優先的に選定作業を進める。

食用や釣り餌等として利用する目的で輸入されているエビやカニ等の甲殻類、ゴカイ等の環形動物については、生態系等に係る被害を及ぼす可能性を検討するとともに、輸入や国内での利用の実態、種等が明らかになっていないものも多いため、これらの確認に努め、野外へ逸出すると在来種との交雑等の大きな影響を及ぼすおそれのあるものについては、対応の緊急性を考慮して選定作業を進める。

(2)非意図的導入

非意図的導入による無脊椎動物については、本法律による規制の効果は小さいが、環境への適応能力や繁殖能力が高いこと等により、岩礁等底生生物の定着基盤の物理的構造を著しく変化させる等、在来生物の生育・生息環境を著しく変化させるおそれがあり、我が国の固有性や自然性の高い生態系への被害がある等、回復が困難となる影響が予想されるものについて選定作業を進める。

なお、被害に係る指摘はあるものの、広範に蔓延しており被害の防止が困難であり、かつ一定の利用がなされているものについては、その扱いについての情報を別途整理するものとする。

(ア)水産物への混入

食用や貝等の蓄養・養殖用種苗に混入して我が国に侵入する可能性のある貝等の外来無脊椎動物については、混入の実態・被害の防止のための措置等を確認するとともに、上記の被害を及ぼす可能性と防除の可能性について検討する。

(イ)バラスト水への混入

船舶のバラスト水への混入により我が国に侵入した可能性の高い生物及び 我が国に侵入するおそれのある生物については、上記の被害を及ぼす可能性と 防除の必要性等について検討する。

(ウ)船体付着

船体に付着して我が国に侵入した可能性の高い生物及び我が国に侵入する おそれのある生物については、上記の被害を及ぼす可能性と防除の必要性等に ついて検討する。

(エ)その他の非意図的導入

侵入経路が不明な陸生無脊椎動物で、固有の貝類等に影響を及ぼすおそれの あるものについては、選定作業を進める。